

桑名市長選挙

啓発標語

桑名の未来 あなたの選択で

投票日

11月24日

7時～20時

お住まいの地域で

投票日（11月24日）の投票は、入場券の表面に記載の投票所に限られます。（ご確認の上お出かけください。）

当日投票

投票所の場所が変わります

第21投票所

大山田東小学校 普通教室

大山田東小学校 屋内運動場

第31投票所

旧多度西小学校 屋内運動場

古野防災倉庫（旧ふれあい広場岩や姫）

※第10投票区（市役所5階）

期日前投票 11月18日 ～23日（土）	投票区に 関係なく 投票が 可能です。
当日投票 11月24日（日）	第10投票区 の選挙権を 持つてゐる人 のみが投票 可能です。



ライフスタイルに合わせて

投票日に予定があったり、お出かけのついでに投票したい人には、期日前投票がおすすめです。期日前投票はお住まいに関係なく、いずれの期日前投票所でも投票することができます。

今回の選挙では、桑名駅自由通路、サンシティに加え、市内各高校でも期日前投票を行います。

期日前投票を行うには、「宣誓書」を記入する必要があります。投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので、記入してお持ちください。

なお、「宣誓書」は各期日前投票所にも用意してあります。

期日前投票できる場所と日時

桑名高校	桑名西高校	津田学園高校	桑名工業高校	サンシティ	桑名駅自由通路	長島地区市民センター	多度地区市民センター	市役所5階
11月20日（水）	11月19日（火）	11月19日（火）	11月18日（月）	11月23日（土） 11月22日（金） 11月21日（木）	11月18日（月） ～22日（金）	11月18日（月） ～23日（土）	11月18日（月） ～23日（土）	11月18日（月） ～23日（土）
13時～12時10分	16時～15時15分	13時～12時35分	13時～12時30分	10時～18時	17時～20時	20時	8時30分	8時30分

期日前投票

不在者投票

入院・長期出張などで投票所へ行けない人は

①病院や施設に入っている人は、三重県が指定した施設であれば、その施設で投票することができます。病院や施設に相談してください。

②市外に長期出張中や帰省中で、期日前投票や当日投票ができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に投票できます。市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便投票

お体が不自由で投票所へ行けない人は

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの人で、その程度が一定の要件に該当する人は、ご自宅などで投票することができます。

郵便投票を利用するには事前に市選挙管理委員会へ交付申請する必要がありますので、お問い合わせください。

要件（要介護5、両下肢の障害2級など）の詳しい情報は、市ホームページに掲載しています。

投票所入場券

入場券がなくても、手ぶらで投票できます

もし入場券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて、投票所で本人確認ができれば投票できます。「投票所入場券」がないことを投票所の係員に伝えてください。書類に記入して本人であることを宣誓していただきます。

投票所入場券は11月15日（金）前後に、皆さんのご家庭へ届くよう郵送する予定です。

選挙公報

誰に投票しますか

大切な一票を投じるために、候補者の政策や公約などを知ることが大切です。これらが記載された選挙公報を、中日新聞の折り込み、または各家庭のポストに11月22日（金）までに投函する予定です。

何らかの事情で届かなかった場合は郵送しますので、市選挙管理委員会にご連絡ください。市役所、各地区市民センター、各まちづくり拠点施設などの市の施設に備え置きし、市ホームページにも掲載します。

利便性のよい投票環境へ

投票率の向上をめざして、有権者が選挙しやすい投票環境の整備を進めています。

お出かけのついでに投票したり、お住まいに関係なく利用しやすい投票所で投票したり、ライフスタイルに合わせて投票してください。

また、Kバスを利用して期日前投票所で投票した人はバスの往復運賃が無料になります。往路では入場券を、復路では投票済証明書を提示してください。

若い世代による選挙啓発

市内在住の中学生、高校生、大学生に、若年層の投票率の向上を検討する投票率向上委員になってもらい、選挙啓発活動に取り組んでいます。

市長選挙では、選挙広報車で啓発するアナウンスの文章を当委員が作成し、録音した音声流します。

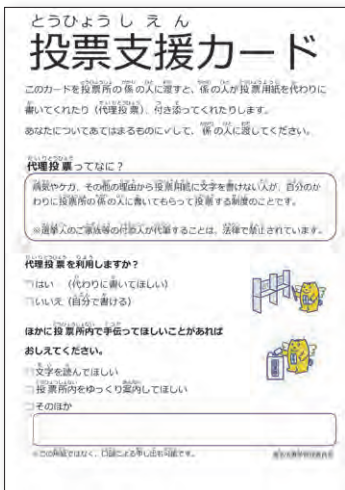
若い世代の「声」をぜひお聞きください。



投票支援カード

投票に際し支援が必要な人で、口頭による申出が困難な人にご使用いただくため、桑名市では独自に投票支援カードを用意しています。

投票所の係の人に渡すと、係の人が投票用紙を代わりに書いてくれたり（代理投票）、付き添ってくれたりします。



また、投票所に来られた人で、視覚が不自由な人のために「点字投票」、字が書けない人のために「代理投票」がありますので、投票所係員に申し出てください。

選挙の詳しい情報は市ホームページで見ることができます。

